中期目標・中期計画の位置付け及び内容について

資料１

地方独立行政法人には、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づき、**『目標による管理と評価の仕組み（PDCAサイクル）』**による業務運営体制が義務付けられています。

Plan 方針・計画

◎中期目標【法第 25 条】

○ 3年以上5年以下の期間において**『地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標』**であり、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経て市長が地方独立行政法人に指示します。

【法定記載事項】

第1:目標の期間
第2:サービスと業務の質の向上
第3:業務運営の改善と効率化
第4:財務内容の改善
第5:その他重要事項

中期計画【法第 26 条、法第 83 条】

○ 市長から指示された**『中期目標を達成するために地方独立行政法人が作成する具体的な計画』**であり、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経て市長の認可を受けます。

○ なお、市長は、**中期計画の適正かつ確実な実施が不適当**となったと認めるときは、地方独立行政法人に対し、その中期計画の**変更を命ずる**ことができます。

【法定記載事項】

第1:サービスと業務の質の向上を達成する措置
第2:業務運営の改善と効率化を達成する措置
第3:予算・収支計画・資金計画
第4:短期借入金限度額
第5:重要財産等の譲渡
第6:剰余金の使途
第7:料金
第8:その他業務運営に関すること

年度計画【法第 27 条】

○中期計画を実施するために**地方独立行政法人が毎年度作成する計画**です。

Do 実行

業務実施
【法第 21 条、22 条】

Check 評価

評価委員会による評価
【法第 28 条、30 条】

Action 改善

勧告に基づく改善等
【法第 28 条、30 条、31 条】

PDCA サイクル

【概念図】